最後配当に関する除斥期間

平成１６年（フ）第５５５９号
名古屋市熱田区六野１丁目306番地
破産者　株式会社ムッターハム
除斥期間　平成25年９月１日まで
平成25年８月２日
名古屋地方裁判所民事第２部

債権者集会招集

平成１８年（フ）第１０５４号
愛媛県松山市宮西２丁目３番７
破産者　株式会社ニューフロンティア
１　期日　平成25年９月５日午後４時40分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年８月１日　　松山地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１９年（フ）第２６４０号
福岡市博多区千代６丁目１番60号
破産者　株式会社アクセス
異議申述期間　平成25年10月１日まで
平成25年８月１日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６９号
宮崎県小林市野尻町東麓403番地12
破産者　株式会社西諸土木設備
異議申述期間　平成25年10月４日まで
平成25年８月５日　宮崎地方裁判所都城支部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０９２号
東京都中央区銀座１丁目５番１号第三太陽ビル８階802号
清算株式会社　やぐちフーズ株式会社
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第３００３号
大阪市中央区城見２丁目１番61号
清算株式会社　株式会社ボイススピリッツ
１　決定年月日　平成25年８月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第２０４４号
東京都江東区亀戸５丁目６番21号ＵＩＷ９ＢＬＤＧ.
清算株式会社　株式会社ＮＶＰ
代表清算人　石井　克幸
１　決定年月日　平成25年８月１日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、協定債権額の0.40747％の金員を弁済する。
２　各協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権額の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が、第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

再生手続終結

平成２４年（再）第１１号
愛知県知多郡南知多町大字山海字高峯３番地の１
再生債務者　榎本　國宏
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成25年８月１日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第２３号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字前屋敷131番地
再生債務者　澤木　由輔
１　決定年月日時　平成25年８月１日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月22日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月29日から平成25年９月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（再イ）第１４号
北海道苫小牧市字錦岡12番地の９
再生債務者　西村　正仁
１　決定年月日時　平成25年８月２日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月23日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月６日から平成25年９月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（再イ）第２号
山形県米沢市大字三沢26110番地の59
再生債務者　佐藤謙太郎
１　決定年月日時　平成25年８月５日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月26日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月９日から平成25年９月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（再イ）第１４０号
福岡県糟屋郡久山町大字久原3316番地
再生債務者　荒津　信男
１　決定年月日時　平成25年７月30日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月27日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月３日から平成25年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第１７４号
福岡市西区内浜１丁目６番６―207号
再生債務者　井上美奈子
１　決定年月日時　平成25年７月30日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月27日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月３日から平成25年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第１７５号
福岡市南区長住４丁目12番21号
再生債務者　篠隈　佳宏
１　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月28日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月４日から平成25年９月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第１９号
北海道帯広市西18条南２丁目15番地１
再生債務者　佐藤　彰紘
１　決定年月日時　平成25年８月５日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月29日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月９日から平成25年９月17日まで
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２５年（再イ）第１３号
神奈川県三浦市城山町18番12号
再生債務者　左海　　幸
１　決定年月日時　平成25年８月１日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月29日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月12日から平成25年９月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（再イ）第１号
福島県西白河郡矢吹町曙町202番地２
再生債務者　佐藤　輝雄
１　決定年月日時　平成25年８月２日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月30日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月12日から平成25年９月26日まで
福島地方裁判所白河支部再生係